

原子力規制委員会
平成28年度第1回政策評価懇談会

原子力規制庁

原子力規制委員会

平成28年度第1回政策評価懇談会 議事録

1. 日時

平成28年7月11日（月） 13：37～15：40

2. 場所

原子力規制庁13階 会議室D

3. 出席者

飯塚 悦功 東京大学名誉教授

城山 英明 東京大学大学院 法学政治学研究科教授

鈴木 基之 東京大学名誉教授

田尾健二郎 前国家公安委員 元広島高等裁判所長官

町 亜聖 フリージャーナリスト

事務局

清水長官

荻野次長

長官官房総務課 松浦課長

富安企画官

4. 配付資料

政策評価懇談会委員名簿

資料1 平成27年度における原子力規制委員会の取組概要

資料2 平成27年度実施施策の政策評価の概要

資料3 平成27年度実施施策に係る政策評価書（案）

資料4 平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表のポイント

資料5 平成28年度実施施策に係る政策評価の事前分析表（案）

参考資料1 原子力規制委員会政策評価基本計画

参考資料2 平成28年度原子力規制委員会事後評価実施計画

参考資料3 平成28年度政策体系

参考資料4 原子力規制委員会第1期中期目標

参考資料5 原子力規制委員会平成28年度年度重点計画

参考資料6 平成27年度年次報告

5. 議事録

○松浦総務課長 総務課長の松浦です。

本来なら鈴木座長の進行の予定でしたが、少し遅れて到着されるということで、これから平成28年度原子力規制委員会政策評価懇談会を開催いたします。

それでは、長官の清水から一言御挨拶を申し上げます。

○清水長官 本日、大変お忙しい中、御出席いただきまして、ありがとうございます。皆様方と1年ぶりの再会ということで、去年から委員は代わっていないということでございます。

私は、去年は次長の立場で参加させていただきましたが、政策評価懇談会の直後に長官になり、今日は長官としての立場の出席ということでございます。

本日は、27年度の政策評価の事後評価について議論を行うとともに、28年度の事前評価のための政策指標とか目標などについても、御議論していただくということではありますが、その前に27年度の大きな動きというのを事務方からも説明させますが、私のほうから、四つほど大きなトピックがあったということで御紹介しておきたいというふうに思います。

第1に、去年は福島事故後5年が過ぎたということで、節目の年でありました。福島第一原子力発電所の状況も事態対処型から計画的対処型へということで大きく変わってきておりますし、リスクもそれなりに減るものは減ってきておりますが、引き続ききちんと我々としては監視を続けていくという、そういう状況でございます。

第2番目には、新規制基準の適合性の審査ということであります。今年の7月で新規制基準が施行して3年ということになりますけれども、この間、審査につきましては、三つの発電所、七つの炉について設置変更許可を出し、四つの炉については工事計画認可、それから、三つの炉について使用前検査の合格証ということで進んでおります。裁判などの影響もあって運転停止されている炉もありますけれども、現在は九州電力の川内発電所の二つの炉が動いているという、そういう状況でございます。

それから、3番目の大きなトピックといたしましては、高速増殖炉でありますもんじゅ

について、昨年11月に原子力規制委員会といたしまして勧告を行ったということがあります。これはJAEAにかわって、もんじゅの出力運転を安全に行うことができる主体を具体的に特定するというようなこと、それができない場合は、もんじゅのあり方を抜本的に見直すというようなことが含まれていたわけでありましたが、現在、文科省の回答を待っているというような、そんな状況でございます。

それから、4番目には、今年1月に国際原子力機関IAEAのIRRSという評価サービスを受けました。ここでいろんな勧告が出ているわけでありましてけれども、その中で大きかったのが、検査制度を抜本的に変えるべきということでございました。これを受けて現在対応の準備を進めているところであります。

こういった大きな動きを受けて、28年度の政策評価のいろんな目標であるとか、基準などもつくっていくわけでありましてけれども、やはり共通する横断的なお話としましては、今申し上げたIRRSへの対応というのが大変大きなトピックということで、今後の説明の中にもいろいろ出てまいります。

特に検査制度の改正というのが、原子炉等規制法という法律の改正を念頭に置きながら、今は作業を進めているということでありまして、これが今後、ここ数年間にわたる規制委員会の大きな制度改革の中の、大きなテーマになってくるということかなというふうに思っております。

こうしたことも踏まえながら、本日は27年度の議論、それから、28年度の議論について、忌憚のない御意見をお伺いできればというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

○松浦総務課長 続きまして、委員の御紹介をさせていただきます。五十音順に御紹介させていただきます。

飯塚委員。

城山委員。

鈴木委員でございますけれども、少々遅れていらっしゃるということでございます。

田尾委員。

町委員。

どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、本日の議題について御説明いたします。一番上の1枚紙、議事次第という

ものがございます。具体的な議事といたしましては1番から3番でございます。

まず1番目、原子力規制委員会の最近の動きについてでございます。先ほど長官からも説明がありましたけれども、平成27年度の原子力規制委員会の業務の遂行状況につきまして御説明申し上げます。

それを受けまして、2番目、原子力規制委員会の平成27年度実施施策の事後評価についてでございます。27年度の我々の施策の実施について政策評価をしたものがございまして、それについて御議論いただきます。

3番目の議題といたしまして、この27年度の政策評価を踏まえまして、平成28年度、現在進行中の年度でございますけれども、実施施策の事前分析についてでございます。これはいわば平成28年の政策評価のための評価軸について決めるものでございまして、この評価軸について御説明申し上げて御議論をいただきたいと思っております。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

まず、資料の1番目から資料の5番目が本日の基本的な資料でございます。右肩のほうに資料1、資料2というふうに書いていると思っております。

それに加えまして、参考資料ということで、参考資料1番から6番目、こちらのほうも右肩のほうに書いてあると思っております。なお、参考資料の6番目は、平成27年度年次報告ですので、分厚い冊子になっておりますので、参考資料とは書いておりませんが、一番下のほうに分厚い冊子で配付されていると思っております。

過不足があれば事務局までお申しつけください。

本来なら、ここで座長の選任をしたいと思っておりましたが、鈴木委員いらっしゃいませんけれども、鈴木委員いらっしゃいましたら、昨年を引き続きまして、鈴木委員に座長をお願いしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○松浦総務課長 鈴木委員いらっしゃいますまで、私のほうで司会進行をさせていただきます。よろしくお願いたします。

それでは、早速、議題のほうに入らせていただきます。

議題の1番目、原子力規制委員会の最近の動きについてです。私のほうから説明をさせていただきます。

資料の1番目を御覧いただきたいと思っております。

こちらは平成27年度における原子力規制委員会の施策の実施状況でございます。概要版

でございますので、こちらは先ほど申しました参考資料の6番目、年次報告の概要版になっております。

こちらの資料の1番目に入る前に、参考資料の4番を御覧いただきたいと思います。

こちらは平成28年、昨年2月に原子力規制委員会の中期目標、5年間の我々の施策の目標ということで、委員会で決定したものでございます。

ページめくっていただきますと、3. 施策目標というところで、今回御紹介させていただきます、それぞれの施策の目標について示されているところでございます。(1)番が原子力規制行政に対する信頼の確保。以下続きまして、(2)番～(6)番まででございます。これに基づきまして、平成27年度の施策を原子力規制委員会は行ってきてございますので、こういう6本の柱立てに基づきまして、私のほうから資料1に基づきまして説明させていただきます。

それでは、資料1番目のほうに戻っていただきます。

ページめくっていただきまして、6本柱のまず1番目の柱でございます。原子力規制行政に対する信頼確保でございます。

その中で、まず、「原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保」ということでございます。

矢印で書いておりますけれども、矢印の1番目、平成27年度も原子力規制委員会は組織理念に基づきまして、公正、中立、かつ独立に意思決定を行ってきたところでございます。

中立性の確保につきましては、平成27年度も原子力規制委員会の行動規範や、また外部有識者の選定要件を遵守したところでございます。平成27年9月に着任した伴委員につきましても、就任前3年間の寄付等の情報を、要件に基づきまして就任日に公開したところでございます。

また、透明性の確保につきましても、原子力規制委員会、審査会合等のインターネット動画サイトによる生中継に加えまして、委員3人以上の規制に関わる打合せや面談の議事概要等の公開をしているところでございます。また、報道機関に対しまして記者会見も継続して行っております。

また、27年度につきましては、外部とのコミュニケーションも非常に積極的に行ったところでございます。具体的には、事業者とのコミュニケーションといたしまして、電力事業者等の規制業者との意見交換を行っているところでございまして、平成28年2月から、2ラウンド目の意見交換を行っているところでございます。地方公共団体等とのコミュニケ

ーションにつきましても積極的に行っておりまして、特に昨年10月、原子力規制委員会委員長は福島県を訪問いたしまして、14市町村の首長さんと面会を行っているところでございます。また、国内外におけるその他のコミュニケーションといたしまして、積極的に外国の規制機関のトップ等の方々との意見交換を行っております。

続きまして、3ページ目、原子力規制行政の信頼の確保の2番目でございます、「組織体制及び運営の継続的改善」ということございまして、①番目といたしまして、マネジメントシステムの本格的な運用と改善ということでございます。

マネジメントシステムにつきましては、いわゆるPDCAサイクルということで、我々の業務運営についてPDCAを回していくということでございます。平成27年4月から運用を開始しているところでございます。

また、3番目の矢印でございますけれども、マネジメントシステムを含みまして、内部監査の結果、監査機能の強化を図る必要との判断のことから、28年度の機構要求において「監査・業務改善推進室」を要求して、政府として認められたところでございます。

3ページ目の②、先ほど長官から申し上げました、IRRSの受入れと指摘への対応でございます。IAEAの総合規制評価サービス(IRRS)につきましては、本年1月にIRRSミッションチームが来日したところでございます。

IRRSの指摘といたしましては、2番目の矢印、“原子力規制委員会が2012年の設置以来、独立性及び透明性を実証しつつ規制活動に取り組んできた”と言及する一方、“今後、原子力施設が再稼働していく中で、規制機関の技術的能力を更に強化する必要がある”との指摘をいただいたところでございます。これにつきましては、また後ほど具体的に説明したいと思っております。

また、3番目の矢印でございますけれども、このIRRSの指摘に対しまして、本年3月16日に原子力規制委員会におきまして、IRRSにおいて明らかになった課題と課題への対応について取りまとめたところでございます。

続きまして、4ページ目、原子力規制行政に対する信頼の確保、最後でございます。「国際社会との連携」でございます。国際機関との連携といたしまして、IAEA、OECD/NEAとの各種会議に参加しております。また、福島第一原子力発電所の事故から得られた知見や教訓を国際社会と共有するとともに、国際的な原子力安全の向上のための情報・意見交換を行っているところでございます。

続きまして、5ページ目、6本柱の2番目でございます、「原子力施設等に係る規制の厳

正かつ適切な実施」でございます。

まず1番目といたしまして、「原子炉等規制法に係る規制制度の継続的改善」ということでございます。

こちら1番目の矢印でございますけれども、これもIRRS関連でございますけれども、規制制度の見直しの方向性について、昨年10月に委員会において議論を行いました。特に検査制度については、諸外国の検査制度等も参考にしつつ、改善に取り組むこととしております。検査制度については、また後ほど説明いたします。

また、保安検査のあり方についても、8月19日の規制委員会におきまして、抜打ち型検査や職員インタビュー手法について、既に実施をしているところでございます。

また、②番目といたしまして、緊急作業員の被ばくに関する規制の見直しを、昨年8月5日に原子力規制委員会で決定したところでございます。

続きまして、6ページ目でございます。大きな柱の2番目、「原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施」のまたこれも2番目でございます、「原子炉等規制法及び放射線障害防止法に係る規制の厳正かつ適切な実施」ということで、発電用原子炉に係る審査・検査の実施で、こちらにつきましては、平成27年度までに11事業者から16発電所（26プラント）について設置変更許可申請等が提出されたところでございます。これらの申請について審査を進めており、昨年7月には、伊方発電所3号炉の設置変更許可を行ったところでございます。また、川内原子力発電所2号炉、高浜発電所3号炉・4号炉、伊方発電所3号炉について、工事計画の認可を行ったところでございます。審査全体についても効率的に進める工夫に取り組んでおりまして、審査会合の前には事業者ヒアリングを行って、議事要旨を作成・公開する当の工夫を行っているところでございます。

また、最後の矢印、このほかというところでございますけれども、原子力施設近傍に原子力規制事務所を設置いたしまして、保安検査官等を配置しておりまして、引き続き、原子力保安検査官を中心に、保安規定の遵守状況の検査等を定期的にも実施したところでございます。

続きまして、同じく柱の2番目の2番、「原子炉等規制法及び放射線障害防止法に係る規制の厳正かつ適切な実施」の続きでございますけれども、②番目といたしまして、核燃料施設等に係る新規制基準適合性審査・検査の実施でございます。核燃料施設等につきましても、平成27年度までに、9事業者から20施設について事業変更許可申請が提出されたところでございます。平成27年度中に55回の審査を行っているところでございます。こちら

に核燃料施設につきましても、保安検査官を中心に保安検査を定期的を実施しているところでございます。

また、③番目といたしまして、原子力施設で発生したトラブルの原因究明や再発防止策の確認でございまして、平成27年度中に、研究開発段階にある原子炉及び再処理施設について、それぞれ1件ずつ、また、実用発電用原子炉において2件の法令報告が発生いたしました。こちらにつきましては委員会に報告いたしまして、また、事業者から提出された原因と対策について再発防止策等の報告も受けまして、原子力規制委員会で評価を行ったところでございます。

そのほかの個別トラブルもございまして、2番目の矢印でございしますが、浜岡原子力発電所5号炉の海水流入事象については、中部電力から報告書を受領いたしまして、ヒアリング等の実施をしております。また、東京電力柏崎刈羽発電所等で確認されました不適切なケーブル敷設等についても、報告書を受領して、原子力規制委員会でも議論したところでございます。なお、こちらの原子力規制委員会の提案につきましては、平成28年度で対応状況について原子力規制委員会で決定したところでございます。ここはあくまでも27年度でございしますので、27年度の進捗状況だけ報告しております。

続きまして、8ページ目、④番でございします。実用発電用原子炉の運転期間延長認可に係る審査等の実施でございします。これは、いわゆる40年を超えて運転する原子炉につきましての申請状況でございします。平成27年度に、1事業者から2原子力発電所3プラントの申請が提出されてございします。審査会合を5回開催して審査を進めているところでございします。

また、⑤番目、敷地内破砕帯の活動性の評価でございします。こちらは旧原子力安全・保安院から引き続いて活動しています、有識者会議の関係でございしますけれども、6つの発電所について敷地内破砕帯の評価をしております。これらの評価につきましては、現在のところ、もんじゅを除きまして、全て評価書が有識者会合で決定されたところでございまして、残り一つ、もんじゅについて、現在28年度に評価が進められているところでございします。

続きまして、9ページ目、⑥番でございします。火山活動のモニタリングに係る検討でございします。原子力施設における火山活動のモニタリングに関しまして、巨大噴火の可能性等が検知された場合に、原子力規制委員会として原子炉の停止を求める等の対応を行う必要があることから、平成27年度中に、「原子力施設における火山活動のモニタリングに関

する検討チーム」を開催しているところでございます。

平成27年8月におきましては、この検討チームのチーム提言取りまとめを規制委員会のほうで受けまして、この提言を踏まえまして、平成27年12月に原子炉安全専門審査会の新たな調査審議事項として、火山モニタリング結果の評価を追加するという旨の決定をいたしたところでございます。これを受けまして、本年3月に原子炉安全専門審査会におきまして、当該審議事項のために、原子炉安全専門審査会に原子炉火山部会を設置することが決定したところでございます。

続きまして、⑦番、もんじゅへの対応でございます。こちらにつきましても先ほど長官から説明がありましたけれども、もんじゅにつきましても、原子力規制委員会設置法第4条第2項に基づきまして、原子力規制委員会として初めて文科大臣に勧告を行ったところでございます。勧告文については抜粋として書いてありますけれども、「機構に代わってもんじゅの出力運転を安全に行う能力を有すると認められる者を具体的に特定すること。特定することが困難であるならば、もんじゅが有する安全上のリスクを明確に減少させるよう、もんじゅという発電用原子炉施設の在り方を抜本的に見直すこと。」こういった勧告を初めて規制委員会として行ったところでございます。

続きまして、10ページ目、⑧番でございます。審査結果等の丁寧な説明につきまして、こちらは高浜発電所3号炉・4号炉につきまして、福井県が設置した専門委員会等の場や、住民説明会等において説明を行ったところでございます。また、伊方発電所3号炉につきましても、愛媛県、伊方町が設置した専門委員会や住民説明会等において説明を行ったところでございます。

大きな柱の2番目、最後になります。⑨番目、放射線障害防止法に係る制度整備等でございます。放射性同位元素等の取扱施設の緊急時対応体制について、IAEAが緊急時の準備と対応について要求していることから、国内でどの程度実施可能か検討するため、実態調査を行っているところでございます。これも後ほど説明いたしますけれども、この後、IRRSの中でこの点について指摘を受けまして、我々として制度改正に向けて準備を進めているところでございます。

また、2番目の矢印でございますけれども、こちらの放射性同位元素等に関します審査、51件の許可を行うとともに、354件の立入検査を行ったところでございます。

続きまして、大きな柱の3番目、「東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視」でございます。

1番目といたしまして、「廃炉に向けた取組の監視」でございます。

まず一つ目の矢印でございますけれども、平成24年に同発電所を「特定原子力施設」に指定するとともに、東京電力に対しまして、同施設の保安及び特定核燃料物質の防護のために措置を講ずべき事項を示したところでございます。その後、東京電力のほうから、「特定原子力施設に係る実施計画」の認可申請を受理いたしまして、平成25年8月にこれを認可しております。

この実施計画に基づきまして、原子力規制委員会として福島第一原子力発電所を監視しているところでございますけれども、この1年間においては、その実施計画42件の変更を認可しております。また、実施計画の遵守状況については、現地の原子力保安検査官が日常的な巡視をしておりますし、保安検査等の検査によって、東京電力の取組を監視しているところでございます。

また、原子力規制委員会は、福島第一原子力発電所の措置に関する目標を示す目的として、昨年2月に、いわゆる「リスク低減目標マップ」を策定したところでございます。その後、当該マップの策定から半年経過したところでございますので、8月に「中期的リスクの低減目標マップ」の改定を行ったところでございます。

さらに、事故から5年が経過しようとする中で、様々なトラブルに緊急的に対応していた「事態対処型」の状態から、廃棄物の管理や廃炉に向けた対策全般について十分に検討し、着実に進めることのできる「計画的対処」の状態に移行したと規制委員会が認識いたしまして、平成28年3月に、廃炉作業の状況等を踏まえまして、「中期的リスクの低減目標マップ」の改定を行ったところでございます。

最後の矢印になりますけれども、廃炉作業について進捗しておりますし、放射性廃棄物等の安定的な長期管理がより一層重要な課題となったという認識のもと、昨年の10月に特定原子力施設監視・評価検討会の体制を見直しまして、特定原子力施設放射性廃棄物規制検討会を新たに開催することを決定したところでございます。

なお、参考までに、12ページに平成28年3月に改定しました「リスク低減目標マップ」が掲げられております。緑で塗られたところが措置済みというところでございます。平成27年度の主な進捗状況ですけれども、汚染地下水の海への流出の防止等が進んでおります。また、労働環境の改善ということで、大型休憩所の整備等が行われたところでございます。

続きまして、13ページ目、引き続きまして、福島第一原子力発電所の取組の監視等でございます。

2番目といたしまして、同発電所の事故の分析でございます。こちらは規制委員会の重要な所掌事務の一つでございます。平成26年に中間報告を取りまとめたところでございます。その後、福島第一原子力発電所の線量が高い部分については、調査ができないという理由で、なかなか進捗が進まないところでございますけれども、東京電力による調査の進捗状況の確認をしているところでございます。また、国際機関であるOECDによる調査研究活動等に参加しているところでございます。

3番目、「放射線モニタリングの実施」でございます。「総合モニタリング計画」に基づきまして、福島第一原子力発電所の事故後のモニタリングとして、環境一般モニタリング、周辺の海域、東京湾のモニタリング等を実施し、解析結果を毎週公表しているところでございます。平成27年5月及び11月には、IAEAの専門家等が来日いたしまして、共同で福島第一原子力発電所の近海の海水等を採取して、日本のデータの信頼性が高いことを確認したところでございます。

また、本年2月の委員会におきまして、福島の事故から5年が経過しようとする中で、モニタリングの結果を整理いたしまして、今後のモニタリングの見直しの方向性等について議論を行ったところでございます。具体的には、今後のモニタリングとして、帰還困難区域を中心に継続していくことが委員会として決められてところでございます。

続きまして、14ページ、「原子力の安全確保に向けた技術・人材の基盤の構築」、大きな柱の4番目でございます。

「規制基準の継続的改善」ということでございまして、平成27年度は、特定重大事故等対処施設等に係る経過措置規定について、必要な見直しを行ったところでございます。

また、②番目といたしまして、廃炉等に伴う放射性廃棄物の規制に関する検討として、廃炉等に伴う放射性廃棄物の規制に関する検討チームを開催して、基本的考えについて審議し、検討を進めたところでございます。

2番目といたしまして、「安全研究の実施等による最新の科学的・技術的知見の蓄積」として、安全研究の推進として、37件の安全研究プロジェクトを実施しているところでございます。

また、②番目といたしまして、国内外のトラブルの情報の収集・分析をしております、原子炉安全専門審査会、核燃料安全専門審査会において審議を行い、原子力規制委員会で報告を受けているところでございます。

15ページ目になります。大きな柱の4番の中の3番、「原子力規制人材の確保及び育成の

仕組みの確立」、人材の確保でございます。実務経験者の確保について積極的に募集を行っているところでございます。職員の採用についても、独自試験であります原子力工学系採用試験も活用しているところでございます。

また、研修体系等の整備といたしまして、人材の育成に努めているところでございます。

一番下、ノーリターンルールの運用方針明確化につきましては、昨年9月の原子力規制委員会において、ノーリターンルールの対象となる行政組織を明確にした運用方針を決定いたしまして、これに基づきまして人事異動を行っているところでございます。

16ページ、大きな柱の5番目、「核セキュリティ対策の強化及び保障措置の着実な実施」でございます。

核セキュリティ上の課題への対応といたしまして、①番でございますけれども、個人の信頼性確認制度の導入に関しまして検討を行ってございまして、平成27年10月に委員会として、個人の信頼性確認制度の詳細な制度設計に入ることを決定したところでございます。

また、②番目、核物質防護検査等の実施といたしまして、1年間におきまして、37件の核物質防護規定の変更の認可等を実施しております。また、核物質防護規定の遵守状況の検査において、サイバーセキュリティ対策等の検査を厳正に行っているところでございます。

17ページ、2番目の「保障措置の着実な実施」ということで、保障措置につきましては、我が国の核物質が核兵器等に転用されていないことの確認をIAEAから受けるために、保障措置活動を実施しているところでございまして、IAEAへの在庫量等の報告、また、IAEAの査察等への対応を行っているところでございます。

続きまして、18ページ、大きな柱の最後でございます。「原子力災害対策及び放射線モニタリングの充実」でございまして、1番目、「原子力災害対策指針の継続的改善」ということでございます。

昨年におきましては、UPZ外、30km圏の外における防護措置の実施方策や予測的手法の記載の削除等について、原子力災害対策指針を改正しているところでございます。また、本年8月には同指針を改正しまして、原子力災害医療についての改定を行ったところでございます。具体的には、高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センターを指定いたしまして、申請のあった病院について指定を行っているところでございます。

2番目、「放射線モニタリングの充実」でございます。緊急時モニタリング体制の充実・強化ということで、緊急時モニタリングにつきましては、地方放射線モニタリング対

策官を増員を行って、緊急時モニタリング体制の強化を図ってございます。また、昨年6月から、「緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システム」を運用しているところでございます。

②番目といたしまして、全国の環境中の放射線の測定を行っております。そこに掲げているように、全国の都道府県における環境放射能水準調査等の調査を行っております。

最後にあります、「原子力規制委員会における危機管理体制の整備・運用等」におきまして、我々の体制、緊急時対応能力の強化といたしまして、そこに掲げてありますような初動対応マニュアル等の整備を行ったところでございます。

また、3番目の矢印でございませうけれども、昨年11月には、伊方発電所を対象といたしまして、国、地方公共団体、原子力事業者合同で総合防災訓練を行ったところでございませう。

最後、事業者防災の強化でございませうけれども、事業者が行う原子力事業者防災訓練につきまして、平成27年度に報告会を開きまして、評価指標を用いて試行的な評価を行ったところでございます。

すみません。少々長くなりましたが、27年度の原子力規制委員会の取組概要については以上でございませう。

ただいまの説明に対して、御質問等をよろしくお願いいたします。

○町委員 幾つかあるので分けてお伺いしますと、まずは細かいことなんですけれども、4ページの原子力規制行政に対する信頼の確保のところの国際社会との連携で、1個目の矢印の真ん中に「事故から得られた」という、ちょっと何か過去形なんですけど、やっぱりまだ中間報告の段階でもありますし、本当に細かいことになると、まだ現在進行形でもあって、本当に知見が完全に得られているわけでもないの、書き方ですけど、「得られている」というのが、多分、今は福島が現在進行形である以上、適切かなとちょっと感じました。

あとは、次のページの5ページのこれは、私、毎年気になって、いつも御指摘させていただいているんですけど、やっぱり廃炉作業に携わっている作業員の被ばくに関する、これ規制が見直し行われて、100mSvから250mSvに上げられたんだと思うんですけど、やはりまだ現場から聞こえてくる声は、その作業員の方たちの健康管理だったりする状況が、あまりにもずさんだという声は変わらず、5年たっても聞こえてきていますので。その上限が上がった分、やっぱりちゃんとした健康管理というのが行われているかどうかというの

もあわせて、今後ぜひやっていただきたいなというふうに感じました。

あと、6ページですね。これもニュースにもなっているのであれなんですけれども、川内原発のこれ再稼働が認められましたけれども、認められた後に、免震棟なのか耐震棟なのかとあって、認められた後にその計画を変更したという点はニュースになっておりましたけれども。やっぱり今後もこういう形で、再稼働を認めた後に計画変更するということはあってもいいのか、安全がそれで確保されるのであればまあ、ですけれども。ただ、やっぱり申請だけ通しておいて、じゃあ後で変更しますという形が、今後も再稼働を認められる原発も増えてくることを考えると、この点はどういうふうに厳正に対処していくのかなというのは、ちょっと疑問に思いました。

あともう1個、ごめんなさい、続けて言っちゃいますと、8ページ。これも再稼働ではなくて運転期間延長の、これ6月に関西の高浜原発が延長されたと思いますけれども、これ、やっぱり地元の方からパブリックコメントが行われなかったということの御指摘があるようで、これ運転期間延長、多分、初めての許可だと思いますので、そこら辺のやっぱりきちんとした説明、しているということは言っているんですけれども、やはり40年を超えて運転するということへの信頼を地元の人に得るためにも、ここら辺はちゃんとしたほうがいいのかないのかなというのを感じましたというので、ちょっとここまでにします。

○松浦総務課長 長官、よろしくお願いします。

○清水長官 概要を私のほうから説明し、もし補足があったら、ほかの担当からもお願いしたいというふうに思っています。

1点目で、事故から得られたということと、得られているということではありますが、もちろん得られた教訓は規制基準などに反映しております。そういう意味で、もちろん、得られた過去形のものも反映しますし、それから、当然デブリなど、まだまだアクセスできないようなところもありますから、それは今後得られるようなものを、当然、新知見として反映していくということで、全くおっしゃるとおりだと思います。ただ、ここで言っているのは、過去において得られたという部分であって、現在進行形がないことという意味ではないというふうに思います。

それから、100mSvを250mSvにしたということではありますが、これはあくまでも緊急時被ばくという緊急事態のことでありまして、かつ、そういう対象になる人は事前に同意を得て、教育訓練を行った上で行うという、そういう制度でございます。

健康管理がずさんではないかという御指摘ありますが、実際の数値で見ますと、例えば

年間50mSvというようなことを一つの管理目標にしてやっておりますが、データでは、ほぼ、ほとんどの従業者はそれ以下、かつ年間で言うと、今は普通の者だと、オペレーションをやっていると5mSvとか、ほかのところはありますので、数字からすると、ずさんということはないというふうに我々は感じております。

それから、川内原発の緊急時対策所、緊対所というふうに言っておりますが、ここを免震から耐震にという話ありましたが、我々は構造をどうするというのを要求しているのではなくて、いざ事故が起きたところで、そういう機能が、緊急時に対応できるような機能が発揮できるのかというところを申請しております。当然、そういう変更に伴う安全性なり、メリットなりも含めて、これは厳正にきちんと審査していきたいということであります。

それから、高浜1号・2号炉の延長に当たって、パブコメがなかったのではないかと御指摘なんですけど、これは設置変更許可という段階でパブリックコメントをしております。確かに、その後、引き続くいろんな手続の中で1回とっているものについて、後段のほうの規制について、パブコメの対象としなかったということはあるんですが、基本的な設計のところについてはきちんとやっているということとともに、必要であれば十分説明をしていきたいということがございます。

とりあえず、以上でございます。

○松浦総務課長 では、鈴木座長に。議題の1番目で、今は質疑応答に入っております。

○鈴木座長 そのほか、この議題に関しましての御質問がございましたら、お聞きいたしますが。

○城山委員 御説明で幾つか質問なんですけど、多分この御説明いただいたIRRSの指摘とも絡むと思うんですけど、例えば、3ページのところのマネジメントシステムの本格的な運用と改善というのは、どういうレンジの話として考えられているのかと。

これは、これまでも飯塚先生等からもかなり御指摘があったと思うんですけども、その仕組みをつくるだけじゃなくて、どういうふうに動かしていくのかという運用の話ってすごく大事で、そこが形式主義に陥らないような工夫というのは、どうやってやるのかという、そういうことだったと思うんですね。

そういう意味で言うと、多分これはIRRSのレポートにも書いていましたけど、きちっとプロセスを文章化するというのも一つだし、それもかなり手間のかかるプロセスで、多分、まだ過渡期だと思うんですが。のみならず、多分、文章を真に受け過ぎるのもまずいとい

う側面があって、むしろ臨機応変にどう対応できるのかと、そこは多分、検査のあり方なんかでも絡んでくるんだと思うんですが、そのチェック項目だけ印をつけるようなことはやめなさいみたいなことを書いていたと思うので。

そういう意味で、多分、ある種の仕組みをつくっていく改善を始めたということは、まさに、こういうこのとおりだと思うんですけれども、どういうタイムレンジで、どういうステップで進めていこうというふうに今は考えられていて、その中のどこが今なされているのかという、ちょっと、そういう広がりの中での現状の位置づけというのをいただければというのが一つです。

それから、多分、今のとも関連してくると思うんですが、5ページのところで、これは最初の御説明にもいただきましたが、IRRSの話で検査制度の一つのポイントで、それをどうしていくかというときに、多分、ある部分は先ほど御説明あったように法改正になるんで、かなり時間をかけてやらなきゃいけない話で、ある部分は今からでもできるでしょうという話で。

ここに5ページの真ん中に書かれている、抜打ち検査だとか職員インタビュー方式という、ちょっとこれは何を意味するのかということも少し教えていただきたいんです。これなんかは多分、運用上できるということで始められているということだと思うんですが、この辺り、どういう形で実際にやられているのかと。

先ほどのを申し上げると、多分、その現場で抜き打ちかどうかということと、あとは、形式的に文書がそろっているかどうかだけを見るんじゃないなくて、向こうの者とやりとりしながら、本当にそのシステムとして動いているかどうかということ、もうちょっとインタラクティブにチェックするようなことを念頭に置かれているのかなというふうに、このインタビュー方式というのは思うんですけど、ちょっとその辺り、どういう新しいことをやろうとしていて、どこまではできて、今後どういうふうな課題があるのかという、ちょっと、その辺りのことは、多分、一つの関連する事例になるかと思いますので、伺えればというのが2点目です。

あと、ちょっとこれは単なる、若干、外在的な話になるかもしれないんですが、9ページのところの火山の話に関与するというのは、どういう形で関与することを考えられているのかということで。このタイトルは、モニタリングに関する検討という話だと思うんですが、そのレベルで入っていくのか。

それから、他方、文章の中だと、火山部会を設置するという話も書かれていて、多分、

上に書かれているような、破砕帯の評価みたいな形で火山の評価をやっていこうと思うと、これは多分アカデミックにも相当チャレンジング、かつ、どういうタイムレンジで見るかというの、相当議論が、多分、広がりがある世界だと思うので、ここで火山の話というのは、ちょっとどういう形で今取り組もうとされているのかと。ちょっと、すみません、少し、実質的な大きな話なんですけど、少し見通しをいただければというのが三つ目です。

あとは、ちょっと最後、これも大きい話なんですけど、16ページ辺りのセキュリティとの関係のところ、これもIRRSでも指摘されていて、例えばここで個人の信頼性確認制度という話ですが、これもちょっと実質の話になっちゃうので、ここでお伺いするのが必ずしも適切かどうかわかりませんが、結局どういうことをやろうとされているのかですね。結局、民間事業者なので、そのときに、ある種のクリアランスみたいなことをやることは、かなりいろいろ、それこそ労働法制上とか、難しい話があるという話は一般的にはなされてきたと思うんですけども、そういう中で、どういう形で踏み込んでされようとしているのかということ。

恐らく組織の評価という意味との絡みで言うと、安全というのは、多分、いろんな意味で公開性を確保するということが重要な要素なんですけど、多分、他方、セキュリティというのは、いろんな意味で情報を限定するというのが必要な話で、多分、この二つの要素を同じ組織の中で抱え込むことによって、いろいろ御苦労もあるかと思うので、その辺りのところをですね、組織全体としてどういうふうにバランスをとって調整しようとしているのか、ちょっと、その辺りについて少しお伺いできればと思います。

以上です。

○清水長官 では、私のほうから、また概要をお話しして。

マネジメントにつきましては、事業者に対しても、いわゆるPDCAを回すようなマネジメントシステムを要求しているわけですが、規制する当局自体も、自らのPDCAを回すようなマネジメントシステムをつくらうということで。資料の参考4というのがありましたけれど、これは5年計画ということでお話ししましたけれども、これに基づいて、毎年、重点計画というのをつくっておきまして、かつ、その重点計画を各課室・部局ごとに年度計画というような形でブレイクダウンして、それぞれの課室の目標をつくり、かつ、課室の目標が、各人事評価も含めて、その指標になっていって、それで人事評価もしながら回していくというような、一つのシステムをつくっております。

その中で、もし何か是正事例があれば、それをきちんと上げて、次の年に回すというよ

うなことでございます。これはまさに27年度始めたばかりですので、改善のプロセスにあるということで、それは毎年毎年回しながら改善していくような、そういうやり方をしたいというふうに思っております。

それから、2番目で、検査制度と、抜き打ちインタビューというところで、まさにおっしゃるとおりで、法律制度でできる部分。例えば今、保安検査については、定期的にといいうふうに言われていて、年4回定期を行うということが決まっておりますが、これは法律の枠組みですから、もし通年的にやるのであれば、その枠組みを外す必要があるし、もっともっと柔軟な制度ということで、いろんな法律上の規定を少し柔軟化していくような方向、これは法律の枠組みが必要でありますので、今まさに検討チームをつくって、公開の場で議論しながら、事業者の意見なども聞きながら、制度の内容を固めているという、そういう状況です。

それに比べまして、抜き打ち型検査とか職員インタビューというのは、まさに工夫でできる部分でありまして。例えばインタビューというのは、経営のトップといいますか、所長ですね、発電所の所長に対して検査官がインタビューを行うというような、そんな手法を用いながら、発電所の中で上下の意思疎通がとられているかどうかなどを含めて確認していくような、そういういろんな工夫を行っている。それが昨年8月について、こういう方向でやろうということが決まったということが、ここに書いてあるということになります。

それから、火山活動のモニタリングにつきましては、これは特別に川内原発を議論したときに、いわゆるカルデラ噴火という、非常に巨大な、数万年に一遍というような大きなカルデラ噴火というのが議論になりました。川内原発自体は、十分、その可能性は低いということで、安全であるということではあるんですが、念には念を入れて、少しそういうカルデラ噴火の兆候みたいなことがあれば、それをどういうふうに対応していくかということ、ここで検討チームをつくって、少し、どういう方向で議論していくかということ、これを議論していただいたわけです。これを受けた形で、現在は、法律上、原子炉安全専門審査会、核燃料安全専門審査会、炉安審、燃安審と言われるような、そういう組織がありますので、その下に部会をつくって、そこで議論をしていこうという、そういう状況に今あります。

それから、セキュリティのところにつきましては、非常に、安全とセキュリティという二つの使命を我々はいかに調整するかというのは、まさにおっしゃるとおり、大変難しい

課題ではありますので、そういうインターフェイスなども苦慮しながらやっております。

そういう中で、個人の信頼性確認制度ということが、これはIAEAなどの指摘も受けておりますので、こういったことを踏まえて、いかに制度化できるかということは今まさに議論しているところであります。ある程度、制度の骨格なども議論されてきていますので、また今週辺り、いろんな方に問いながら、少し議論を進めていくような、そんな状況も考えていきたいというふうに思っております。

○鈴木座長 火山の問題は、多分、この原子力の問題を越えて、やはり文科省、あるいは国としてどういうふうに考えていくかという、ちょっと、最近あまり議論が公にされていない部分もあるかと思っておりますので、そっちも含めてですよね、ぜひおやりください。

あとは、制度をつくるだけではなくて、やはりそれをどういうふうに点検しながらアップグレードしていくかという、これはもう全てに関わる問題だと思いますが、特に原子力施設に関しては皆さんの関心が非常に高いところですから、そのところはこれからも、PDCAとおっしゃいましたけれど、ぐるぐる回していきながら、点検を進めていっていただければということだろうと思います。

では、資料1、議題1に関しまして、これはこんなところでよろしいでしょうか。また後ほど、その後の今年度の問題に関しまして、こちらのほうに戻る必要がありましたら、そこで御議論いただくということにさせていただきたいと思っております。

では、議題2、平成27年度実施施策の事後評価について、これにつきまして、まず事務局のほうから資料の御説明をお願いしたいと思います。

○松浦総務課長 総務課長の松浦でございます。

引き続き、資料2と資料3に基づきまして、ただいま説明いたしました平成27年度の原子力規制委員会の実施施策につきまして、政策評価を事務方で取りまとめましたので、その概要について説明いたします。

まず、資料のほう、ページを開いていただきまして、2ページ目、こちらは先ほど説明いたしました6本柱を骨格といたします平成27年度政策体系についてでございます。政策目標（上位目標）として、「原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守る」と。これを達成するために、施策目標として、先ほどの6本柱が設定されたところでございます。この施策目標が達成されたか否かが、まさに平成27年度の政策評価に当たるところでございます。

3ページ目を開いていただきますと、その施策目標について、事前に定めた測定指標、

複数の測定指標がございますけれども、達成度に基づいて、各施策の目標達成度合いを測定したところでございます。六つの施策目標につきまして、測定結果、これは取りまとめた測定結果ですけれども、一つを除きまして、相当程度進展ありということで、測定指標の一部については、△がついているものがございます。これについては、後ほど説明いたします。核セキュリティ対策の強化及び保障措置の着実な実施については、全ての測定指標について、目標を達成したところでございます。

それでは、一つ一つ簡潔に説明していきたいと思っております。

施策目標が、まず、6本柱の一つ、「原子力規制行政に対する信頼の確保」でございます。

こちらで、恐縮ですが、資料3のほうに移っていただきまして、測定指標のほうで、恐縮ですけれども、ページ数を打っておりませんので、大変めくりにくくなっておりますが、お許しください。1ページ目の「ホームページの利用のしやすさ」という測定指標がございます。これに続きまして、ずっと箱が続いております。ページをめくっていただきまして、まさに今、城山委員のほうから御指摘がありましたマネジメントシステムの本格的な運用と改善というところで、我々として、達成状況について△にしているところでございます。こちらにつきましては、先ほど長官から説明がありましたように、我々、努力を重ねているところではございますけれども、まだ開始して1年というところでございまして、達成状況として、まだまだ不十分なところがあるというふうに認識してございます。

また、先ほど申し上げましたIRRSにつきましても、マネジメントシステムの改善について指摘がなされております。具体的には、マニュアル類の整備であるとか、安全文化の醸成について、これは規制庁内部の醸成について、しっかり行っていくとの指摘がなされているところでございます。そういった意味で、達成として△としているところでございます。

続きまして、また、恐縮でございます、資料2に戻っていただきたいと思っております。こちらは2番目の柱でございます、「原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施」ということでございます。評価といたしましては、相当程度進展ありということでございます。

こちらにつきましても、また資料3に行ってくださいまして、ページで言いますと、4ページ目でございます。4ページ目、測定指標について、箱になっておりますが、例えば「原子力災害対策特別措置法第10条による通報件数」などが出ております。ずっと達成が続いているんですが、5ページ目のほうで、「放射線障害防止法に係る制度整備」という

ところでございます。ここは達成状況、これも△にしております。

こちらにつきましては、そこに施策の進捗状況で書かれておりますけれども、放射性同位元素使用施設等における緊急時対応体制、盗取防止措置等に係る調査結果等を踏まえ、引き続き制度整備に向けて必要な調査を実施したということございまして、あくまでも調査にとどまっております、具体的な制度設計はなされていないということございまして。こういった意味で△にしてありますが、こちらもIRRSでやはり同じような指摘を受けまして、放射線障害防止法の制度整備についてのコメントをIRRSのほうから受けたところでございますので、これに基づきまして、今、検討チームを設けまして、法改正に向けた制度設計について議論をしているところでございます。そういった意味で、27年度については、達成状況として△でございますが、28年度には、新たな制度設計を議論し、成案を得て、法律案として国会に提出したいと考えております。こういった意味での△と御認識いただければ幸いです。

続きまして、資料のまた2に基づきまして、6ページ目でございます。施策目標として、「東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等」でございます。こちらも相当程度進展ありということでございます。ただ、一部の指標については、やはり△ということで評価させていただいております。

こちら、資料3の7ページ目を見ていただきますと、2番目の箱、「東京電力福島第一原子力発電所事故の分析」でございます。こちらにつきましても、施策の進捗状況、先ほど議題の1番目で説明いたしましたけれども、東京電力に、調査の進捗状況等を面談により確認をしております。また、国際機関等の調査にも参画しておりますけれども、先ほど申し上げたような、福島第一原子力発電所の状況、放射線量が高いところには立ち入ることができないと、そういったところは具体的な調査ができないということで、達成状況としては十分ではない、△という評価にさせていただいております。

続きまして、資料2の7ページ目に戻っていきます。「原子力の安全確保に向けた技術・人材の基盤の構築」でございます。こちらにつきましても、評価といたしましては、相当程度進展ありということで、不十分なところがあるという評価をしております。

具体的には、こちらもまた、恐縮でございます、資料3のほうを見ていただきまして、9ページ目から、技術・人材の基盤の構築の分野ですが、達成状況として○が続いておるんですが、10ページ目、福島第一原子力発電所のところは、再掲ということで△ですけれども、この部分、特有の部分として、人材の確保の部分でございます。先ほど申し上げま

したように、原子力規制委員会、規制庁といたしまして、採用活動を通じて積極的な人材確保に努めておりますけれども、いまだ定員を充足していない状況が続いております。現時点で約30名程度の定員の空きがあるということでございます。こういった意味で、定員の確保に至っていないということで、達成状況として、△として評価しております。また、この点に関しては、同じくIRRSにおいても人材の確保について指摘を受けているところでございます。

続きまして、資料2に戻っていただきます。8ページ目、柱の5番目でございます、「核セキュリティ対策の強化及び保障措置の着実な実施」ということでございます。こちらについては、全ての指標について目標を達成することができたということでございます。IAEAのIPPASというミッションがございまして、その報告書において、「日本の核セキュリティ体制、原子力施設及び核物質の核物質防護措置の実施状況は、全体として、強固で持続可能なものであり、また近年顕著に向上している」との評価を得たところでございます。引き続き継続的な改善を行っていきたいと考えております。

続きまして、最後、同じ資料2の9ページ目、「原子力災害対策及び放射線モニタリング対策の充実」でございます。こちらにつきましては、評価として、相当程度進展ありということでございます。一部の目標については、完全に達成できてはいないという評価をしております。

具体的には、また資料3を見ていただきますと、資料3の14ページでございます。14ページ、環境モニタリング結果の解析・公表というところでございます。これは目標値として50回、ほぼ毎週1回、環境モニタリング結果の解析・公表をするという目標を立てておりましたけれども、平成27年度においては、48回という結果になっております。これは大型連休、ゴールデンウィーク中において、測定結果が少ないといった理由で、2週間分をまとめて公表したという事情があったということでございまして、50回の目標のところ48回ということになっております。そういった意味での達成状況として、△としたところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○鈴木座長 ありがとうございます。

それでは、資料2、ただいま御説明いただきました、平成27年度実施施策に係る政策評価書及び概要ですが、御質問、御意見あるかと思っております。

なかなか、相当程度進展ありという言葉の提示が、なかなかわかりにくいところもあり

ますが、例えば一番最後のケースなんかは、50回を目標にして48回なんていうのは、やっぱり△をつけなきゃいけないようなものなのか、なかなか、その辺の微妙なところがあるようにも思います。

目標の設定そのものが、やはり、無理がある面もあるのかなという気もして伺っていらんですが、その辺はいかがなんでしょうね。例えば人材の確保なんかは、本当に、実際に定数を決めてしまった上で、それを年度内に確保するというのは、なかなか難しいところもあるようにも思いますし。何か原因は。例えばノーリターンルールが、それにある意味では阻害要因になっているとか、待遇が悪いとか、あるいは国の側の予算が足りないとか、いろいろと何かあるようでしたら。

○松浦総務課長 人材確保については、我々、実態としては非常に苦労しているところでございます。ただ、先ほど予算が足りないというお話を聞きましたけど、個別の予算としては、定員という形でいただいているところでございまして、実は、その執行ができていないということでございます。先ほど申し上げましたように、30人ほど枠があると。これは、原因といたしましては、もともとやはり原子力の人材というのが、日本国の中で非常に薄くなっていると。これは大学も含めまして、そのような状況というふうに伺っています。

あと、今、座長からお話がありましたように、待遇の問題がありまして、原子力規制庁の職員も公務員ですので、公務員の給与体系に当然従わなければならないと。ただし、原子力人材というのは、例えばメーカーであるとか、また、電力会社とか、そういった、公務員と比べると、どちらかといえば待遇が非常にいいところに勤めていらっしゃる方も多いものですから、そういうところで苦労があるというところでございます。

そういった意味で非常に苦労しているところでございますけれども、国会で認められた予算が執行できていないというのは、非常に我々として問題意識を持っておりますので、人事課を中心として、しっかり採用活動等を今後やっていきたいと思っております。

○鈴木座長 いかがでしょう。

どうぞ。

○町委員 福島第一原発事故の対応で、相当進展ありは、前は緑になっているのが1個しかなかった、何ですか、ロードマップみたいな、今回は大分緑になっていたの、あつ進んだんだなと思ったんですが。厚い冊子のほうには、福島で起きている、凍土壁とか、いろんなトラブルに関しては細かく記載があるので、今回はあまりそこら辺の記載は概要

版には書いていない感じなんです。

凍土壁、凍結始まったものの、そんなにやっぱりまだ完全に凍っていないなんていうのもありますので、まだ今は見ている状況だとは思いますが、驚くほど汚染水に関して対策が進んでいるというふうには、やっぱり世の中の的には認められていないと思いますので、そこら辺。何かちょっと今回はあまりそこら辺についての記載がなかったので、すみません。

○鈴木座長 どうぞ。

○清水長官 おっしゃるように、中期リスクマップですね、前回たしか議論していたときに、おっしゃるように、これが1個だけだったのが今回はかなり緑が多くなっているということは、大変大きなことだと思いますし、かつ、非常に大きなリスクであった、汚染水で言いますと、海側トレンチというところにあった高濃度の水が全部対応できたというところ、それから、4号炉の使用済燃料プールから全部燃料を取り出せたというのは、大変大きな進展だったということでもあります。

リスク的には格段の違いがあって、計画的な対処の状況ということで我々は認識したわけではありますが、こういった進展というものを、やはり、より国民にきちんとした形でアピールしていくことが重要なのかなということをお話を聞いていて思いましたので、こういったリスクの低減マップなども活用しながら、そういう活動を進めていきたいと思っております。

それから、凍土壁の問題につきましては、監視・評価検討会という委員会で議論をしておりますので、引き続き、安全の立場から、我々としては評価していきたいというふうに思っております。

○鈴木座長 どうぞ。

○田尾委員 今の指摘に関する事なんですが、いわゆる成果という面の記載については、昨年も同じように議論されて、今回の内容につきましても、記載内容は、言ってみれば、こちらの規制委員会の立場において見方を成果として書いていると。それは廃炉に関する規制委員会としての役割の限界といいますか、その辺りから考えると当然の記載になるかと思うんですけれども、なかなかそれだけでは若干わかりにくいだろうという点はやっぱり今回もあって。

それで、一つの方法としては、廃炉の進行状況がどの程度進んでいるかということ、具体的にここに書いていただいたほうがいいんじゃないかと。例えば27年度においては、

先ほどのマップですね、これによりますと、昨年、長官からの説明があったんですが、海側の海水配管トレンチ内の高濃度の汚染水の除去、これが27年度にできた。こういうことは非常に大事なことだったということの説明がありましたけども。そういったこととか、あるいは、もう、書けるものといいますと、マップによりますと、緑で囲っている二つ目のところの汚染地下水の海への流出防止というのができた。こういう一つの成果ですね。これを記載しておくというのもいいんじゃないかと。このように感じているわけですが。

○清水長官 これから対外説明などに、そういうのがアピールできるようにしたいというふうに思います。

それから、もう一つちょっとつけ加えさせていただくと、前回もちょっとお話しした覚えがあるんですが、あくまで規制委員会は、規制の立場からチェックしているという立場でありまして、廃炉自体は、東京電力なり、それをサポートするエネ庁のほうの計画の中で進行して行って、それが安全にできるかどうかというのは、実施計画の変更という中で我々はチェックしているという、そういう役割がありますので。全体の廃炉のロードマップ自体について我々が責任を持つというよりも、それを実施するときに、安全の観点から、例えば放射線で被ばくが起きないかとか、対外的に影響が出ないかとか、そういう面も含めて、我々は安全の面からチェックしているという意味で、少し役割分担がそれぞれありまして、その全体像がここには書かれていなくて、我々の安全チェックのことが書かれているという意味において、これだけ読むと少しわかりにくい部分はあるのかなという気がいたします。

○鈴木座長 そういう意味では、やはり全体の中でそれぞれがどういう役割分担をして、どこがどう責任を持つかというところが、もう少しわかりやすく、どこかにまとめられているといいですね。例えば凍土壁にしても、何となくあれがもう、これまでは金科玉条的に動きましたけれども、やっぱりやってみると、地下水の流れをどういうふうに制御できるのかとか、あるいは、それだけでは十分でなくて、どうってことになる。それはもう全て、やはり海へ流出する水の中の、いろんな意味では、放射性物質の影響がどれくらいかという、非常に大きな問題で。これもやはり規制という意味では、何らかの形で関わっていくことになるかもしれないので、そういう全体像が見えると。

それから、もう一つは時間的にも、今年度はこうであったというのは、確かに単年度目標をクリアしたということは、非常によくわかるんですが、この問題は一体何年がかりで、いつになったら最終的に着地するのかというような、そういう全体の流れもいずれ見えて

くると、そのうちの今年度はここで、こういうふうクリアしていくというような、そういう流れがそろそろ、規制委員会のほうでは、お考えになって、お持ちだと思っんですが、その辺も一般に見えてくるといいですよ。

御質問。はい。

○飯塚委員 この評価書ですか、いただいて、時間が短いのは抜きにしても、結構大変だなというふうに思いました。大変というのは、こちらが理解するのが大変だなというふうに、正直言って思いました。

どういうことかといいますと、目標と書いてあるんだけど、目標という言葉の中には、最終的に各実現したいパフォーマンスみたいなものを書いてあったり、それから、それを達成するために必要となるような実施項目みたいなものを書いてあったり、いろいろするわけですよ。何のために何をしようとして、そのためにどういうことをしているかということの構造がよくわからないままで、いろんなものを評価しなきゃいけないというふうに書いてあるものだから、なかなか大変だなというふうに思いました。

もしできたら、六つの柱があって、最終的に、その柱でもってどういう状態を望んでいるのかということに関して、端的にはかる指標なりがあれば、それがあればいいなと思いますし、それを達成するために、例えば最初の信頼性のところは、大きくは四つ書いてあるのかな、なっていますけども、それで必要にして十分なのかということに関する何らかの検証みたいなものが存在していて、その実施状況に関してはかるようなものとして、こんな指標があるんだということですね。それを評価してみたということ。

しかも、目標値を達成しているかどうかということだけではなくて、そのことを実施してみたときに起こる、ある種の副次効果とか副作用みたいなもの、これもいいほう、プラスもマイナスもあると思うんですけども、そんなものも存在すると思うわけで。そういうことを総合しないと、いい計画なり目標をつくったのかとか、それから、それが本当に実施できたのかということについて、端的に評価できないなというふうに思いました。

もし僕が全ての業務について全部わかっているならば、全体を見て、ここが抜けている、あそこが抜けている、ここはこうしたらいいとか、こんなふうにはかるべきだと言えるんだけど、そうでないとすると、この評価委の先生方が気づく範囲でいろんなことを言っていくというタイプですよ。それを何とか乗り越えていくためには、担当している方が、自己評価というか、自分で自分たちの業務を端的に評価できるような仕掛けみたいなものも考えなきゃいけないなということを感じました。具体的にどうしなきゃいけないかとい

うことを言っているわけじゃないんですけども、そんなことを思いました。

先ほどの取組概要についても、そんなことを実は感じたんですよね。原子力規制行政に対する信頼性の確保と言われた場合に、僕の頭に浮かんでくるのは、多分、規制行政の妥当性とか適切性みたいなものが浮かぶわけですけども、ここでは独立性・中立性・透明性ですから、それを行うときの何か、やり方に関することを言っているわけじゃないですか。結果としてどうだったのかとか、信頼を得られたのかという観点のことが、抜けているとか。いや、これ全体をやるのが、それで信頼を得ることなんだということは、そうかもしれないんですけども、その辺の構造がわからなかったりして。

やろうとしていることの何か、こういうニーズに応えるため、あるいは、こういう 이슈が出てきているからこれをやるんだ、そのためにはこんな方法があるんだということの体系みたいなものが明示されるといいなというふうに思いまして。その体系に沿って、もし評価、評価書のほうが書かれていると、わかりやすいななんていうふうにも思いました。

具体的にあちこち言っているわけじゃないんですよ。だけど、ここに書いてある、目標に書いてあることを何か実施したと書いてあるんですけども、実施して、その結果、効果はあったんですかとか聞いた場合に、狙ったとおりになったんでしょうかというふうに考えた場合に、ここで○つけちゃっていいとか△で、先ほどの50と48なんていうのは、僕は○でいいと思っちゃうんですけども、実は。本当に効果があればいいじゃないかというふうに思うんですよね。その辺のことをどうすればいい評価になるのかなということ、ちょっと悩んでしまったとか、まあ、感想程度なんですけども、そんなことを感じました。

○鈴木座長 どうぞ。

○清水長官 ちょっとだけコメントさせていただきますと、先ほどの資料3で、いろんな測定指標で○×というのを付けておりますが、私どもとしても、どういう指標を選ぶかというのは大変迷っている部分がございます。

ただ、この指標は、去年のこの政策評価のときの議題3で皆さんに御議論いただいたことでもありますので、ある程度、皆さんも、もしその場で言うことがあったら、やったというもので、一緒に苦勞をともにしたという、そういうものだと思います。

来年の指標については、まさに議題3ということになりますので、少し、今の御感想なども踏まえ、議題3におきまして少し具体的な指標で、より適切な指標があるかどうかなども含めて、御議論していただければと思います。

特に去年、信頼性の確保というところについて御議論がありまして、なかなか、どういう形でこれを指標化して捉えていくかというのは、大変難しい問題だなということを議論したのを覚えています。例えば、世論調査みたいなことであればいいのかとか、なかなか、行政機関として、そこまでやるのは大変だという話も昨年させていただいたと思いますが、どういう指標でどういう評価をするかというのは、まさに我々としても大変苦勞をしているところでもありますので、ぜひ一緒に考えていただければと思います。

○鈴木座長 どうぞ。

○城山委員 ちょっと個別の点もあるんですが、今、飯塚先生がおっしゃられた点で言うと、私の感じで言うと、資料3で言うと、多分、独立性の確保だとか、中立性の確保だとか、制度をつくるというところはそれなりにやっていますよと。けども、ちょっと先ほど質問を申し上げたんですが、マネジメントシステムの運用みたいなですね、運用のところはまだ、いろんな道半ばで、いろんな課題があるという、全体としては、何かそういう感じの絵なのかなという感じは持っています。そういう意味で言うと、必ずしもそんな大きな違和感はないところがあります。

ただ、これは去年もおっしゃられたように、じゃあ、それを信頼というところでどうはかるかというのは、まさにそれこそアウトプットじゃなくて、アウトカム指標であるので、まさに調査しなきゃいけないのかとか、多分、それはチャレンジなのかなという感じはします。

そういう意味では、大きな流れはある程度わかるところはあるんですが、ただ、これもじゃあ、信頼のところ個別のところはうまくつながっているのか考え出すと、なかなか難しいところがあって。例えば、先ほど申し上げたように、例えばマネジメントシステムをちゃんと動かすというのは、これはまさに安全文化を規制庁の組織の中にどうやって入れていくかという話という部分はかなり思うんですが、例えば安全文化の話は、例えば次の規制の厳正かつ適切な実施のところになると、これの一番下のページに行くと、要するに事業者のトップとちゃんと話をしているかという話だけなんです。多分、これも当然、事業者がこういう感覚を持ってもらうことは、大事な、重要な要素なんだけど、多分、安全文化をちゃんと広めていくという意味で言うと、多分これはごく一部の話で、実はいろんな話で広がっていくとか、むしろ上の規制の運用の継続的な改善の中に絡んでくるのかもしれないので。

そういう意味で言うと、六つに分けた中から全体を構造化されているかという意味で言

うと、必ずしもまだそこは不十分かなというので、そこは今後まさに議論していかなきゃいけないのかなという感じがします。というのが、ちょっと、先ほど飯塚先生がおっしゃられた点に関する私の感想です。

あと、若干、ちょっとフォローアップで、個別の伺いたいんですが。これは先ほど、最初、鈴木先生がおっしゃられた人材の点なんですけども、人が足りないといったときに、ちょっと私正確に覚えていないんですが。これ、例えば統合する前のJNESとかは結構非常勤職員がいて、例えばこれは統合したときに、これ、非常勤の枠として雇えるんだけど雇えないという話なのか、常勤職でちゃんととれる枠があるのにとれていないみたいな話なのかと、これは待遇とも絡んでくると思うんですけど、ちょっと、それ、ファクトを知りたいというのと。

あと、とりえず、当面、人が埋まらないという話、多分、今後どんどん皆さんは定年があって退職されていくんだと思うんですけど、それを埋めていこうと思うと何人ぐらいリブレースが必要で、他方、今回は新卒というか、新たに新規採用者が大体19人という話でしたけど、19人ぐらいで回っていく話なのか、そもそもそこが何か、バランスをとろうと思うともうちょっと構造的な問題がある話なのかという、ちょっと、そこを追加でお伺いしたいというのが一つです。

もう一つは、これもちょっと技術の話はよくわからないので、ちょっと一般的な聞き方になっちゃうんですけども。技術情報をきちっとシェアして、トラブル情報等から学習をしているかというところで、人材確保のところの1ページ目の下のところなんですけども、これも目標が収集・分析を行うとなっていて、だけど、収集・分析を行うだけじゃなくて、規制に反映すべきものが3件ありましたというのが書いているというのは、多分、分析だけじゃなくて、どう利用したかも書いているので、多分、すごくいいことなんだと思うんですけども。

他方、これもちょっと先ほど話題が出ていたIRRSの報告書をぱらぱら見ていたときに、いろいろ運転情報の共有をしているんだけども、何か実際に規制へ反映したのが1件しかないみたいな言い方をしているのも、多分、定義の問題もあるんだと思いますし、あとは、だから、そもそもこういうものというのは、ある種柔軟に対応していくところも必要な世界で、数だけの問題ではないんだと思うんですが、どのぐらい対応していくのがいいのかですね。そこはあまりやり過ぎると、これは先ほどの町委員の話ではありませんが、逆に不信感を買っちゃうところもあるので、いろんなことに気をつけなきゃいけないと思

うんですがどのぐらい、これは数だけで言えるのかわからないんですが、そこの学習のペースというのは、どのぐらいになれば比較的ちゃんと動いているという話で考えられるのかという、その辺のイメージ、もし何かあれば教えていただければなと思いました。

以上です。

○松浦総務課長 では、人材の話から、私のほうからまず、ファクトのほうでお答えいたします。

まず、定員を満たしていないというところでございますが、こちらのほうは常勤職員でございまして、常勤職員が30名ほど、定員が回らないという状況でございます。

定年が来る職員、どの程度であればリプレースができるかということですが、正確な数字は把握しておりません。こちらの定年も含めて、実際、我々が非常に危惧しておりますのは、技術系の職員、実際に審査・検査に当たっている職員が、やはり今後足りなくなる、定年によってどんどん、非常に経験・能力のある職員がいなくなってしまうという、非常に危機感を抱いております。その辺の対応も、実はこのIRRSの対応等を含めまして、今回の概算要求で、8月末にありますけれども、そういった対応をお願いしたいというふうに今考えているところでございます。

○城山委員 毎年何人ぐらいいけばいいというのは、何か数としてはあるんでしょうか。

○事務局 例えば新人であれば、正確に言うともう少し、採用ができてもいいんじゃないかなとは思っているところであります。ただ、必ずしもやめる方たちの穴を埋めるのを、新人だけで埋めるわけではありませぬので、そういった年齢のバランスも修正しながらという意味では、20～30人ぐらいの新人の確保というのを目標にしております。

○事務局 すみません。技術情報の話については、ここの進捗状況にも書かせていただいているとおおり、御覧いただいているとおおり、まず、海外のトラブル情報を収集いたしまして、そこから原子炉安全専門審査会ですとか、核燃料安全専門審査会のほうで、いろいろ規制として取り入れるかどうかというのを検討していくわけでございます。一応、規制庁内の審査会ですとか、あるいは検討会の中で、実際にそのトラブルを規制として取り入れるかどうかというふうに、そういう検討をしていきますので。実は年に何件とか、何件反映すれば適切かというのはなかなか申し上げづらいんですけれども、海外でそういうような動きがあったとかというのをきちんと把握をして、それを反映していくということが重要であろうというふうに考えてございます。

○鈴木座長 よろしいですか。

なかなか、いろいろな、多様な問題を含んでいて、やはり非常に抽象的なものも含んだゴールのようなものと、それから、それぞれの各年度のターゲット、あるいは3年中期目標みたいなものを立てるのか、いろんなやり方があると思うんですが、それも試行錯誤しながら、現在は、今のような政策評価書で進めていると。

これにつきましては、フォーマット、あるいはやり方等につきましては、また次の議題のところでお議論いただくということでよろしいかと思いますが。これ自身も、それだけ取り上げて、非常に大きな課題といいますか、我々としては非常に重要な問題だろうと思いますので、もし、平成27年度の実施策に係る政策評価書、これはこの形でお認めいただくということでよろしければ、次の議題に移らせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○鈴木座長 それでは、これはこういうことで。

先ほどの△は○でもいいのではないかなんていう話がありましたけれど、これは御覧いただければわかることですから、このままにさせていただきます。

それでは、議題3、平成28年度実施施策の事前分析、これにつきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○松浦総務課長 総務課長の松浦でございます。

私からは、資料4に基づきまして、平成28年度の事前分析表のポイント、いわゆる評価軸につきまして説明いたしたいと思っております。青い資料でございます。

まず、ページをめくっていただきまして、2ページ目、平成28年度政策体系についてでございます。こちらについては、平成27年度同様、我々の中期目標、重点計画に基づいた政策体系をつくらせていただいております。政策目標としては「原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守る」ということをごさいますして、それを達成するための施策目標として六つの柱を置いているところでございます。

具体的に評価軸について説明いたしますと、3ページ目、まず、一つ目の柱でございます「原子力規制行政に対する信頼の確保」ということで、測定指標として七つ置いてあるところでございます。27年度と同様の指標が多いのでございますけれども、一つ、上から6番目、「IRRSミッションにおいて明らかになった課題への対応」ということで、こちらにつきましては、IRRSミッションが本年1月に参りまして、正式な報告書が4月に、日本政府に提出されたところでございまして、具体的な勧告がなされたところでございます。そ

の勧告に対応するために、我々としては、改善に向けた取組を実施するというごさ
いまして、具体的にはそれぞれの分野になりますけれども、検査制度の改正、放射性同位
元素、放射性同位物質の規制、また、人材確保等について、それぞれの分野でしっかり改
善に向けた取組をやっていくつもりでございます。そういった意味で、IRRSミッションに
おいて明らかになった課題の対応というのが、総論的にここに置かれているものでござ
います。

続きまして、4ページ目、「原子力施設等に係る規制の厳正かつ適切な実施」、2本目の
柱でございます。こちらにつきましても、七つの測定指標を置かれております。これも27
年度と同様のものが多うございますけれども、特に上から4番目、「原子炉等規制法に係
る規制制度の継続的改善」の中で、これも先ほど申し上げましたIRRSの課題でございま
すけれども、「検査制度の見直しについて検討を行い、成案を得る」ということございま
して、こちらにつきましても、先ほど申し上げましたように、今、検査制度の検討会を設
けまして、検討が既に進んでいるところでございます。そういった意味におきまして、こ
ちらの検討会において、成案を得て、我々としては、来年の通常国会に検査制度を見直し
についての法案を提出したいと考えております。

続きまして、5ページ目、「東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視
等」でございます。こちらにつきましても、測定指標として三つ置いております。こちらは
27年と変わっておりませんが、これを具体的に見直した目標のところについて改定をして
いるところでございます。1番目の測定指標のところ、「東京電力福島第一原子力発電所
の廃炉に向けた取組の監視」というところで、目標のところ、「中でも」というところ
でございます。こちらは、具体的にイメージを持っていただくために、恐縮でございますが、
資料1の12ページ、リスクの低減目標マップを御覧いただければと思います。

こちらで、先ほど緑に塗ってあるところは進捗したというところでございます。白塗り
のところは、まだ進捗が不十分でございます。そこで、真ん中の辺りに「地震・津波」と
いうところがあると思います。そこで白くまだ残っている部分に「平成23年度津波を踏ま
えた滞留水流出防止対策の実施」というところを書いてあります。これは、いわゆる東日
本大震災が起こった津波を踏まえて、今後の津波が起こったときにも、福島第一原子力発
電所にたまっている汚染水が、津波によってまた持ち出されることが、外海に流出するこ
とがないように対策を実施するというものでございます。こちらについてはまだ白抜きと
いうことで、対策が十分にとられていないということでございますけれども、我々として

今回、対策をしっかりとるべきだということで、「中でも」ということで「平成23年津波を踏まえた対策については、1日も早い解決が望まれるため、重点的に監視・指導する」ということでございまして、東京電力からの対策を待って、規制委員会として、しっかりこれを監視・指導するということを目標として掲げさせていただきます。そういった意味で、まだ白抜きになっているところを緑にしたいというのが、我々の目標でございます。

続きまして、6ページ目、同じ資料、資料4の6ページ目でございます。こちらにつきましては、「原子力の安全確保に向けた技術・人材の基盤の構築」ということでございまして、測定指標として7個の測定指標があるところでございます。こちらも、測定指標、27年度から引き継いでおりますけれども、目標として掲げております2番目の測定指標のところ、「安全研究等の成果の公表を更に促進する観点から、目標値（20件）を設定」というところでございます。こちらにつきましては、技術的知見をNRAの技術報告及び論文誌で公表した件数ということで、ここはしっかり論文を作成して、それを公表するという目標値（20件）を設定しております。これまではしっかりした論文をつくらなくても目標値に入れていたようでございますけれども、やはり論文でしっかりとした研究を確保するという観点から、こういった書きぶりにさせていただいております。

続きまして、7ページ、核セキュリティ対策の強化及び保障措置の着実な実施というところでございます。測定指標として四つございます。こちらについても、27年から引き継いでの測定指標でございますけれども、目標のところ、具体的に、「核セキュリティ上の課題への対応」というところでございまして、目標のところ、「また」ということで、「平成26年度に受け入れたIPAASミッション」、これはIAEAのミッションでございますけれども、示された勧告事項や助言事項について、対応を進める必要があるということでございまして、特にIPAASミッションにおきましては、情報セキュリティについての質疑がなされたところでございます。こちらについての対応をしっかりしていきたいと考えております。

続きまして、最後になります。8ページ目でございます。「原子力災害対策及び放射線モニタリング対策の充実」ということでございます。測定指標について六つの測定指標、こちら27年度から引き継いでおりますけれども、目標については進捗を踏まえて改定していく部分がございます。具体的には、測定指標として、「環境モニタリング結果の解析・公表」としているところでございますけれども、先ほど50回、52回という回数のところ、申し上げましたけれども、環境問題の結果につきましては、昨年まで週1回の公表を目標

にしておりましたけれども、モニタリング結果が安定してきていることということで、規制委員会のほうにおきまして、環境放射線モニタリングの見直しを行いまして、モニタリングの頻度の変更を行ったところでございます。このため、これまでの週1回から、原則1カ月に1度、結果についてホームページにおいて公表することを目標とするというような目標の変更を行っているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○鈴木座長 それでは、今御説明のありました点につきまして。

○町委員 すみません、4ページの「原子力施設等に係る規制の厳正かつ適正な実施」の「原子炉等規制法及び放射線障害防止法に係る規制の厳正かつ適切な実施」のところで、これまで同様、厳正かつ適正に審査・検査を行うのは引き続きやっていただきたいんですけども、去年もちゃんと、でも、行っているのであれなんですが、あえて指摘させていただくと、やっぱり原発立地自治体とのコミュニケーションをしっかりとっていくという、建物だけを、ただ「世界一厳しい基準で審査したからパスです」ではなくて、まだ裁判で運転差し止めになっているとあって、長官からも冒頭の挨拶がありました。そういう現象が起きている地域もありますので、やっぱり審査を適切に行うと同様、地元自治体の説明に関しては、引き続き、目標としてちゃんとやっていっていただきたいと思いました。

あとは、最後のページの8ページ目、これも毎年繰り返し念を押させていただいていますけども、やっぱり原発が安全です、プラス、やっぱり避難計画や避難訓練がちゃんと行われるということで、住民の命は守られると思います。目標では、一応、全39事業所での防災訓練の実施とありますけれども、九州の川内原発と、あと伊方原発でも、伊方では初めて海を使ってという訓練も行われていますけれども、課題はたくさん恐らくあったようで、もし、津波が同時に来ていたら、海から逃げられるのかなというのは、多分あそこに住んでいらっしゃる方たちは思うことでもあり、地震で山が崩れたらどうやって逃げるのかなという意味では。ただ訓練をやっているだけでは。なので、やっぱり課題というものを繰り返し、繰り返し洗い直して、しっかり計画をやっていただきたいなというふうに思います。

あと、もう1点なんですけども、緊急時モニタリング体制の整備で、原子力規制委員会ではSPEEDIは使わないということだったと思うんですが、何かやっぱり国は使ってもいいみたいな、そこら辺がちょっと見解が違うところもあると思います。これもやっぱり事故が起きたときに誰が責任をとるのか、誰がちゃんとした情報を流すのかというところでは、

ここはしっかり。曖昧なままにしておいて、また事故が起きたときに置き去りにされるのは住民なので、そこら辺のちゃんと避難のための体制というのを、しっかり今後も引き続きやっていていただきたいなというふうに思いました。

以上です。

○清水長官 地元自治体へのコミュニケーションというのは、我々としては、むしろ原子力規制行政に対する信頼の確保という、きっと1番目のほうのところでコミュニケーションというところはあるので、きっとこの中できちんとした充実を図っていくという、そういうことかなというふうに思います。おっしゃる内容は、コミュニケーションということでの重要性というのは、そのとおりだというふうに思います。

それから、ちょっと、SPEEDIなどの件は、実際の目標というよりは、原子力行政に対する御意見として承っておきたいというふうに思います。

○鈴木座長 どうぞ。

○飯塚委員 すみません、やっぱり言葉の問題で、これは今は言っちゃいけないのかもしれないけど、測定指標という中に、本当に件数というやつと、それから目的、目標を達成するための実施事項が書いてあって、実施事項のほうは測定指標というのはどうもしっくりきません、私には。もちろん、何かを確保するとか改善するとかといったときに、それがどのくらいできているかを達成する、それが指標だと思うし。

件数についても、何々がいいか悪いかということをはかろうと思っているものがあって、それで例えば、何らかの通報件数とかですね、というふうにはかっているわけで。この辺り、一緒に書くのがいいかどうかわからないんだけども。

先ほど僕が言いましたように、狙っているものと、目標そのものを分解することはもちろんあります、この方面、この方面、この方面って。それから、それを手段に展開するということと、それをどうはかるか。もちろん、はかるほうも、目的なり、やろうとしていること自体がどのくらい達成できているかという達成レベルをはかる指標と、あとは効率をはかるような指標も実はあったりするわけですよ。この辺のことを何か整理しておいてほしいなという感じはやっぱりします。

あと、施策に関して、例えば1番目の原子力規制行政に対する信頼性の確保で、ここが調査をするのは大変なんだけど、どこかに何か、意見分布というか、規制庁はちゃんとやっているとか、信用できるかというようなことに関して、どこかマスコミとかが調査するなんていうことはないんですかね。何かとりたいな、とってほしいなと。あまりお金は

使いたくないんだけど、欲しいなという感じはします。すばっと%で出るかどうかわからないけど、どんなふうに受け止められているんだろうかということですね、これはやっぱり、そのために何を理解してもらわなきゃいけないかということも考えなきゃいけないと思うので、欲しいなという感じはやっぱりいたします。

それから、4ページにあります規制の厳正かつ適切な実施の中で、先ほど出てきた審査とか検査について、いろいろ改善していくという、頑張っていく、やっていくわけだけでも、これはもう10年以上の宿題だったんだけど、僕自身ですね、検査の質、審査の質、いい審査とか、いい検査って、一体何だということに関して、内部で議論するというのをここに書くのはいけないのかなと思ったりもしました。先ほど自治体とのコミュニケーションという話も出ましたし、いろんな側面がありますよね。どんなことを目指せば、いいものと言えるんだろうかということについて検討してみることに、これはアウトプットは何かと言われると辛いんですね。何か報告書ぐらいしかないんだけど、検討することが必要なのかなということも思っています。

以上です。

○清水長官 ちょっとだけ私のほうからコメントすると、資料5が次にありますが、この中で、今、資料4で御説明したものを、より具体化するところなるということでもありますけれども。一つは、例えば1ページ目を見ていただくと、1番と2番は、いわゆる定量的な指標、それから3番、4番以下が定性的な指標というふうに我々呼んでいて、この両面で一応見ていこうというのが、昨年、その前からの御提案で、継続してきた試みだということが、まず第1のこととしてあったと思います。

この中で、定量的な指標として何を持ってくるのが非常に適切なのか、それが実際問題としてはかることができるのか、そういう手段があるのかという、そういう観点からのお話だったかなというふうに思います。

こういう中で、吸収できるものは吸収したいとは思いますが、なかなか世論調査的なですね、外部調査的なのは、少し厳しいかなということも私自身は思いますが、少し中でも議論をしてみたいというふうに思います。

○荻野次長 次長の荻野でございます。実際、この辺の実務をやっておりますので、若干補足をさせていただきたいと思えます。

確かに、全体として記述が構造化されていないではないかという御指摘は、おっしゃるとおりでありますし、我々もこれをつくる過程で、本当に常に話が行ったり来たりして、

すっぱりいかないところがございます。さらに言いますと、どうしても各、今の総務省が決めた枠組みで、現在、ある年度の政策評価について、事前の計画を立てて、1年たつてやるということになっておりますので、去年こういうことでお諮りしたもので、今年ということになっているんですけども。実際、実感で申しますと、そうは言っても、こういうふうに直したほうがいいんじゃないかみたいなこともございます。

そういったところもございますので、もし、今日いろいろ御指摘いただいたところも御参考にして規制委員会に諮ることになりますので、その過程で吸収できるものは吸収したいと思えますし、また、来年度に向けて、やはり本来はこういう記述のほうがよかったですのではないかと、こういう捉え方のほうがよかったですのではないかとというようなところもあって、我々、内部的にその辺のいろんな工夫を研究させていただければと思っております。

それから、前半の議論で、城山先生から、マネジメントシステムの実際の運用はどうなっているのかということもあるんですが、これも本当に昨年4月から初めて枠組みをつくってやっていたということもございまして、これもPDCAをどう回して、どういう目標を立てて、どうチェックするかといったことも、試行錯誤の過程でございます。このマネジメントシステムの仕組みと政策評価の仕組みをどう整合させていくかということも、まだまだ研究途上というか、発展途上のところがございまして。

そういった意味で、今日はこれでちょっとお諮りをして、まずはこのプロセスを開始せざるを得ないんですけども、その辺のことも来年度に向けては工夫をさせていただいて、今日お諮りしたものはこうなただけけれども、今日のお話も伺ってまたちょっといろいろ研究をして、もうちょっと改善していくというようなことで、ちょっと研究をさせていただきたいと思えます。

おっしゃるように、定量的な手法と言いますと、まさにモニタリングを50回やったか、発表したか、48回発表したかと、それは確かに疑いようのない数が出るわけですけども、それだけでいいのかという問題もありますし。じゃあ、逆に定性的なものについてですね、おっしゃるように、何がゴールで、何がターゲットで、何が具体的な手段なのかというのを、実際、紙に落としていくと非常に難しく、文章にしていくと、何となくもっともらしい文章を書くところというふうになってしまうというようなところもございまして、その辺はちょっと今後いろいろ研究をさせていただきたいと思えます。

また今後に向けて、頻繁にお集まりいただいて、頻繁に御相談するというわけにもなかなかまいらないものですから、ちょっとタイムラグというのが生じてまいりますけれども、

ちょっとそこはいろいろ研究を深めていきたい、具体的に改善できるところも、少しずつではあると思いますが、改善はしていきたいと思っております。

○鈴木座長 どうぞ。

○飯塚委員 すみません、いろいろと。僕、工業製品の品質管理のほうで、いろんなこと、マネジメントのことも少しいろいろやってきたんだけど、その中で、例えば方針管理とか、これは目標管理ともほとんど同じなんですけども、というような形で、組織全体の目的なり目標なりを合理的に決めて、それをちゃんと展開して行って、各部門がやっていくようなこととか、あるいは、組織ができ上がって、それぞれの部門の業務分掌が決まったときに、その業務分掌を達成するために、どんなふうな指標を決めるとか、あるいは、どんなふうなプロセスを提示しなきゃいけないとか、標準をつくらなきゃいけないとか、できればはどうであるとか、何かあった場合にPDCAの回し方とか、さまざまな体制に関して、多くの民間会社は大体やっているわけですね。

それをしているときに、ここに来たときには、今だから白状しちゃうと、ふーんと思って、結構、形式的にやるんだなと思ったし、そうじゃないと、やっぱりこういう政治というか、行政はだめなのかなというふうに、不思議に実は思いました。僕、上品な男ですから、口数はあまり出さなかったわけですけども、もうちょっとやっていいならば、生き生きとやってもいいかなという感じが実はしております。今からはもう間に合わないですが、先1年ぐらいかけてやったらいいと思うんですけども、検討したらどうかなというふうには思いました。多分、職員の方たちも、きっといろいろ思っていらっしゃると思うんですよ。

○鈴木座長 そうですね。なかなか、この目的とする原子力規制というか、安全性に関する規制委員会の動きを、やはり背中を押して、きっちりとしたものにしていくというのが私たちの目的だとは思いますが、原子力行政、あるいは原子力全般に関する国民の信頼性みたいなものを、どう定量的にはかるかということになると、これはちょっとアンケートでも、一部は見えるかもしれませんが非常に難しいと思えますし。

私たちが欲しいのは、論文を20報書いたなんていう数字ではなくて、やっぱり、それから生まれてくるアウトカムが、まさに城山先生がおっしゃったアウトカムがどういう方向に、昨年比べてこういうふうに着々と進化しているという、そういう様相が見えることが望ましいことだろうと思うんですが。なかなか、ここまで行けば完璧だという仕組みが多分なくて、何か事故が起こると、それに対応してどういうことが動いた、もちろん事故

なんか起こっては困るんですが、そういうときにどう対応することができたかということで、いろいろ判定されるというか、評価されることがあると思うんですよね。非常に難しい、そういう意味では仕事をしておられるんですが。

私は、そういう意味では、ここで決めたものを1年の間にいろいろアップグレードしていただくというのは、もう大変ウェルカムだと思っているんです。ですから、それをまた翌年に、ここでの議論の仕方を少し改善していくというようなやり方で、なるべく1年待って、1年こうでという形式にとらわれないで、今、お話がありましたように、もっとビビッドにこういうものが動いていくという、そういうことになることが望ましいのかなと、そんな感じを持ちました。何かその辺も、ぜひ、まさにそういう面でもPDCAを回していただいて、改善していただくといいのかなと思います。

そのほか。

城山先生、どうぞ。

○城山委員 ちょっと幾つか気がついたところで、要するに前年度とどう変わっているかという辺りをちょっと見ていたんですけども、一つは、これ、3ページのところで、マネジメントシステムの本格運用のところ、前は安全文化だけ書いてあったんだけど、核セキュリティ文化も入って行って、恐らくちゃんとシステムをつくっていく対象が多分セキュリティも含めて広がってくるので、こういうふうに広がっているんだろうなというふうに思います。そういう理解でいいのかどうかということ。

ただ、その場合に、先ほど申し上げたように、カルチャーがかなり違う部分があるので、そこをどういうふうに整合していくかが、まさに今後の課題なのかなと思います。というのが一つです。

それから、二つ目は4ページ目で、これも文言は変わっているんですが、四つ目の「炉規制法等に係る規制制度の継続的改善」となっていて、前のときは、たしか「制度と運用の継続的改善」になっていたんですね。できれば、これは「運用」を残していただいたほうがいいかなと思っています。

これは先ほどの飯塚先生の話にも関わりますが、私が申し上げても関わる分ですが、制度を変えることも必要なんだけど、いろんな手法の実験をしていて、その中でまさに運用を日常的にどう変えていくかというのが大事なので、多分「運用の改善」というのも残していただいたほうがよくて。逆に言うと、運用の改善を何ではかるかというのが、先ほど飯塚先生が民間企業の例を出されて話されたもので、そのまさに工夫をしていただける

といいのかなというふうに思いました。

それから、その下の三つ目で、これも先ほどから申し上げて、何ですが、安全文化の話で、何かここが経営者との対話だけの話に限られるのは、何かちょっと違和感があると。もうちょっと広い話ですね。先ほどの御紹介のときには、多分、規制的手法だけじゃなくて、非規制的手法も大事で、その一つがまさに経営者と話すという話なので。この原子力安全の世界の中で、どうやって広げていくかというのは、多分、もうちょっとほかの指標といいますか、何か事項があるような気もするので、これはもうちょっと広げて考えていただくといいのかなと思いました。

それからあと、5ページの、これは先ほど議論になった廃炉に向けた取組で、確かに役割分担の話になって、確かに規制庁は監視なんだけれども、他方、目標で書かれているのは、やはり「早期に達成されるよう規制当局としても取り組む」って、かなり踏み込んで書かれているので、先ほどの御紹介でも、白が緑に変わるかどうかというのは大事な話なので、やっぱりここはある程度踏み込んで評価せざるを得ないのかなと。

つまり、ちゃんと監視をするということは当然ですけれども、やっぱり白が緑にならなかったら、来年は多分△になるだろうなど。それは必ずしも規制庁のせいではないかもしれないんだけど、やっぱり全体としてのこの項目は、ある種のシェアード・アウトカムというか、誰の責任でこうなったという話ではないのかもしれませんが、やっぱりそこは全体を見ないと、ここはいけないのかなと。多分、そこは項目によって若干濃淡があってもいいのではないかなというふうに思いました。

あと、最後のコメントは、6ページのところで、二つ目のところで、ちゃんと論文にするというのを書いていただくというのは、これはすごくいいことかなと思います。これはたまたまちょっとよそとの比較をしたことがあるんですが、多分、規制当局が書く論文の数というのは日本は少なかったんですね。海外の場合には、結構、規制当局の人が書いている。フランスとかアメリカとかはあって、やっぱりそういうのはある種の透明性を高めるという意味では、日本の中では新しい実験だと思うんですが、ある種のいろんな分野でやっているエビデンスベースとポリシーメイキングみたいな話にもなるし、多分、国際的な公共財に寄与するという部分もあるので。

これは多分、業務量から言うと、一々論文にするところにエネルギーをかけるというのは、ほかのところとトレードオフはあるんだとは思いますが、ちゃんとこういうのを指標を立てて、逆に論文にすることに意味があるんですよというメッセージを出していただく

ことは、内部管理的にも意味があるのかなという感じがします。

以上です。

○鈴木座長 ちょっと福島第一原発のところで、先ほどの工程表みたいな資料が。資料もやはりいろいろ状況が変わっていくと、見直さなきゃいけないところが出てくるんじゃないかと思うんですね。炉心のいろんな観測であったり、なかなか難しいので、その辺も融通性を持って設定していただければいいのかなと思います。

○清水長官 リスクマップにつきましては、半年ごとに見直しということをやっておりますので、まさにおっしゃるとおりであります。

制度だけではなくて、運用の話も重要だというお話がありましたので、これは少し適切にできるように見直していきたいというふうに思います。

それから、論文の話がありました。これは指標としてきちんと測定できるという観点からも、大変重要なことで、単なる公表というよりは、論文ということで、見ていくということやっていきたいということでもあります。

城山先生のお話、あるいは飯塚先生のお話、直ちに来年度に反映できる部分、それから、さらに検討時間を要するものあると思いますので、少し中で仕分けしながら対応していくようにしたいというふうに思います。

○鈴木座長 ちょっと私が論文の20というのを申し上げたのは、今、国立大学の管理なんかでは、論文の数を、いっぱい書けばいいという、そういうカルチャーがちょっと、大学の逆にアクティビティを劣化させている面もあるというようなこともあるので。20ではなくても、もちろん18だから△なんていうことにはなさないように。いい論文がともかく出ればいいと、そういうことだろうと思いますので。

余計なことを申し上げました。

それでは、28年度の政策評価の事前分析に関しましては、いろいろいただきました御意見をもとに、また次年度、こういうことをベースにして議論をさせていただくと、そういうことになろうかと思います。

そのほか何かございますでしょうか。

(なし)

○鈴木座長 事務局のほうからはよろしいですか。

(なし)

○鈴木座長 それでは、これで平成28年度第1回原子力規制委員会政策評価懇談会、終了

いたします。

ちょっと開始時間、私、遅れまして、申し訳ありませんでした。

以上